

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年三月二十七日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あいあい診療所	山形市富の中一丁目一六六	令和八年四月一日
なぎの消化器・内視鏡内科クリニック	天童市芳賀タウン南一丁目三一七	令和八年四月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 八 年 三 月 二十七日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
武田整形外科クリニック	山形市山家町二丁目六番六号	令和八年三月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 八年 三月 二十七日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おりづる薬局 南沼原店	山形市富の中一丁目一―二	令和八年四月一日
日本調剤 山形大前薬局	山形市飯田西四丁目一―一四	令和八年四月六日